

令和8年3月

請負工事入札の際の注意事項について

令和7年12月に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正が行われ、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化のため、必要な経費の内訳の明示を求めることとなりました。

つきましては、令和8年4月1日以降の入札参加の際、提出する工事内訳書に次の内容を必ず明示するようにしてください。

【対象】 令和8年4月1日以降の指名通知書により、工事費内訳書の提出が必要とされた工事

①工事内訳書に新たに記載する内容

「直接工事費の内、材料費、労務費。また、現場管理費の内、「法定福利費の事業主負担額」、「うち建退共制度の掛金」、「安全衛生経費」となります。ご確認ください。

※入札時の工事内訳書に労務費などの経費が明示されていない場合

入札書類の不備としてその入札が「無効」となり、「失格」となりますので、ご留意願います。工事内訳書の記載方法は、別添の工事内訳書（案）及び別紙「工事内訳書の提出について」をご確認ください。

②工事内訳書の押印について

代表者が入札代理人に入札の権限を委任する場合、入札書及び工事内訳書の提出の際は両方ともに代理人の氏名記載と押印をお願いします。

※入札書と工事内訳書の氏名・押印が違っている場合も失格となりますのでご承知おきください。

【すべての入札を対象】

③入札の執行時間について

本入札は執行時間とおりに行ってまいります。執行時間まではお待ちいただきますのでご了承ください。

(倶知安町 建設課)

Q いくらで記載すればいいですか、また算出方法は

A 各経費の定義に当てはまる費用について、貴社が見積もる金額を記載してください。

Q 該当が無い経費はどうすればいいですか

A 該当が無い経費は空欄とせず、0と記載してください。

※算出が難しい場合などは、当分の間、「算出不可」など理由を記載すれば「有効」とします。詳しくは、「[工事内訳書の提出について](#)」をご覧ください。

Q 提出した内訳書に労務費等の記載がない場合は入札は無効になりますか

A 無効となります。

Q 記載した労務費等の金額次第で失格になりますか

A 失格とはしません。

ただし、契約締結時に状況を確認させていただく場合がありますのでご了承ください
労務費等に関する取扱いについて変更がある場合は都度お知らせします。